

令和7年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和7年6月20日（金曜日）

○日時 令和7年6月20日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和7年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
3. 議案第7号 財産の取得について
4. 請願第19号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書提出についての請願
5. 請願第20号 道教委『これからの高校づくりに関する指針』（改訂版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願
6. 従来の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続を求める意見書提出要請
7. 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出要請
8. 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書提出要請
9. 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書提出要請
10. 所管事務調査の実施について
11. 行政視察について

○出席委員（7名）

委員長	古田 純也
副委員長	松浦 敏司
委員	金兵 智則
	栗田 政男
	里見 哲也
	永本 浩子
	古都 宣裕

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（7名）

石垣 直樹
井戸 達也
小田部 照
澤谷 淳子
深津 晴江
村椿 敏章
山田 庫司郎

○説明者

副市長	後藤 利博
市民環境部長	田邊 雄三
健康福祉部長	結城 慎二
健康福祉部参事監	永森 浩子
戸籍保険課長	渡邊 真知子
戸籍保険課参事	小沼 麻紀
健康推進課長	坂上 貴幸
健康推進課参事	今野 多賀子
社会福祉課長	清杉 利明
介護福祉課長	小沼 寛人

.....

教育長	木野村 寧
学校教育部長	高橋 善彦
学校教育部次長	小中 理司
学校教育課長	里見 達也
学校教育課参事	中野 敏博

○事務局職員

事務局長	岩尾 弘敏
次長	本橋 洋樹
総務議事係長	和田 亮
総務議事係	平間 公稀
	山口 諒

午前10時00分開会

○古田純也委員長 ただいまから、文教民生委員会を開催いたします。

本日の委員会では、付託されました議案3件、請願2件、要請4件について審査します。

それでは最初に、議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案資料4号、26ページを御覧ください。議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

初めに改正の趣旨ですが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額及び保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準が見直されたことにより、当該条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容ですが、1点目は、基礎賦課限度額を66万円に、2点目は、後期高齢者支援金等賦課限度額を26万円にそれぞれ引き上げる改正を行うものであります。3点目は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者である世帯人数に乘じる金額を5割軽減については、30万5000円に、2割軽減については、56万円にそれぞれ引き上げるものであります。

新旧対照表につきましては、次ページ以降に記載しております。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものとし、経過措置につきましては、令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 簡潔に聞いていきたいと思います。

収支の中で公平性の確保というのは、ちょっと気になる文章ですが、それはそれとして、今回、賦課限度額が1万円上がり、後期高齢者支援が2万円上がるということでありまして。これまでも国保料が高いというのは、ずっと言われていることでありまして、そもそもの問題のところがあるところですけども、国が本来果たすべき責任が果たされていないという中で、こういう事態になっているんだろうと思うんです。

そこで伺いますが、軽減措置ということで5割軽減、2割軽減というふうにそれぞれ、判定基準の変更もあるんですが、5割、2割の対象となる世帯と

いうのはどのぐらいあるんでしょうか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 5割軽減につきましては、550世帯。2割軽減につきましては、372世帯が対象となっております。

○松浦敏司委員 これは、これまでの改定前と改定後との関係で言えば、どんなふうになるんですか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 5割軽減につきましては、19世帯の増加。2割軽減につきましては、1世帯の増加となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それでやっぱり国保で一番問題なのは、賦課限度額というのが、一定の所得、あるいは収入を超えれば金額が変わらないんですよね。つまり、この66万と26万ということで、限度額、1億ある人も、そうではない人も、基本的に限度額という形で金額が収まると。結果として今、問題なのは、当然5割、2割の所得の低い人たちは、そもそもの収入がないわけですから大変なんですけれども、プラスしてこの対象にならない、いわゆる2割軽減から外れた人たちのところが実は大変なんですよね、保険料が。やはり、滞納が常にあるというのもこういう階層の人たちだと思うんです。そういう意味では、本来的には、こういう人たちがそういうふうにならないうための措置をしなければならないんだけれども、制度上それはなかなか難しいということで捉えてよろしいんでしょうか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 制度上難しいというふうに、おっしゃっていたとおり捉えていただいて問題ないです。

○松浦敏司委員 そうなんですよね。そこで私、後で意見書要請のほうでも出てくるのですが、やっぱり根本的には、全国の自治体でも言われているのですが、国の負担をもっと増やさないと負担に耐えられなくなると。特に、もう1点確認したいのは、この国保料が都道府県化になったということで、今後あと何年でしたか、3年か4年上げ続けますよね。これ最初の段階から最後の段階までとなると、金額的にはどのぐらい上がることになるんですか。

○古田純也委員長 暫時休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時10分再開

○古田純也委員長 再開いたします。松浦委員の質疑に対する答弁から。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 令和12年度までに標準

保険料率に合わせていくということになるんですけれども、こちらの標準保険料率も毎年変化していくものになりますので、今年度の現状での差ということになるんですけれども、平成30年にスタートしまして、そこから現在の標準保険料率までの差額なのですが、所得割で3.34%、均等割で、こちらは減額となるんですけれども2,013円、平等割で7,246円の差となっておりまして、そして、平成30年の当時は、資産割というものがございまして、現在それが廃止されておりますので、その分がマイナスとなっております。

○松浦敏司委員 おおよそわかりました。いずれにしても上がるということで、これからも上がるということがわかりました。

先ほども言いましたけれども、国保料を払うのは、非常に大変になってきていると。近年、物価上昇がひどく上がっている中で、市民の暮らしそのものが大変な状況になってきているという中で、この国保料が毎年上がるということで、私も市民から国保料が高くて大変だと。それに加えて介護保険料ということで、年金で食べていくのが大変だという声もたくさん聞いていまして、そういう中で都道府県化ということになったために北海道に準じていくということにならざるを得ないというようなことがあるんですけれども、ただ、そこで市民の暮らしが大変になっていくということは、やっぱり避ける必要があるというふうに思うので、今回のこういう値上げについて私どもは、賛成できないということを表明したいと思います。

○古田純也委員長 その他、質疑ございませんか。

○里見哲也委員 今、御説明いただいて御意見ももっともだというふうに本当に思いますが、なかなかこの国の仕組みとしてつくっている制度の中で、道なり市なりというそれぞれの役割がある中では、変えることは困難かと思っておりますので、私は賛成です。

○古田純也委員長 他に。

○金兵智則委員 いろいろと議論があったところですが、1点お伺いしたいのは、この条例に影響があるのかどうかかわからないんですけれども、年金制度云々が改正をされて、何て言えばいいのですかね、厚生年金のほうの加入の緩和がされたと言えればいいんですかね、それが移るのはどれくらいあつて何かそれによって影響があるのかどうか、お伺いしたいんですけれども。

○渡邊真知子戸籍保険課長 影響は当市においても

あるんですけれども、実際に事業所が何事業所あつて、対象人数がどのくらいかというところまでは、申し訳ないのですけれども、把握ができておりません。制度の改正によって、国保に加入していた方が社会保険に加入していくつていうことで、国保の加入者が減少するということでの影響は少なからずあると考えております。

○金兵智則委員 わかりました。

それがどのように、数がどれくらいというのは、まだ把握ができないので、どういう影響が出るかわからないけれども、多分緩和された分そっちに移るんで、集まってくるお金が減ってしまうだろうということになると、またちょっと値上げのスピードが上がる可能性もなきにしもあらずだけれども、今は何とも言えないという答弁だったんだというふうに思いますけれども、上がらないに越したことはないんですが、というところで理解はしたということにしたいと思います。

○古田純也委員長 その他、質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第4号網走市国民健康保険料条例の一部を改正する条例制定については、大方の賛成者により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

○古田純也委員長 次に、議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、社会福祉総務費、物価高騰定額減税調整給付金不足額給付事業についての説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料11ページを御覧願います。

令和7年度一般会計、社会福祉総務費、物価高騰定額減税調整給付金不足額給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、国の物価高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策のための給付金を支給するため、次の経費を追加補正するものでございます。

本事業につきましては、令和6年11月22日の閣議におきまして、物価高対策のための重点支援地方交付金のうち、定額減税一体支援枠不足額給付分について、令和7年度に不足分を給付することが決定さ

れたもので、金額につきましては、事務的経費に293万6,000円、給付金に6,680万円、合計で6,973万6,000円となります。

2の補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は、全額国庫補助金となります。次に、歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

続きまして、資料は12ページを御覧願います。3の事業の概要でございますが、給付対象者及び給付額につきましては、令和6年度におきまして、所得税納税者、住民税所得割課税者に対しまして、同一生計配偶者及び扶養親族を含めて1人につき4万円。内訳は、所得税で3万円、住民税所得割で1万円となり、4万円を減税いたしました。減税し切れないと見込まれる方に対して、減税し切れないと見込まれる額を調整給付金として支給しました。

本件の給付金の対象者及び給付額につきましては、一つ目として、本件給付金は、令和7年1月1日現在、網走市に住民登録があり、令和7年6月2日現在の令和6年分所得税及び令和6年度住民税課税状況に基づき再計算した結果、令和7年度におきまして、当初の定額減税調整給付金に不足が生じた方に対し、不足する額を給付いたします。

二つ目としましては、一つ目に加えて、事業専従者の方などで定額減税対象外であり、かつ、低所得世帯向け給付金を世帯主または世帯員として受給していない方に対して4万円を給付するものでございます。

なお、当初の調整給付金と同様に納税義務者本人の合計所得額が1,805万円を超える方につきましては、対象外となっております。

次に、対象者数につきましては、1,950人。減税控除対象人数としましては、2,800人と見込んでおります。

支給予定につきましては、対象者に対しまして準備が整い次第、確認書等を送付し、令和7年7月下旬から受付順に順次支給を開始する予定でございます。また、申請期間につきましては、令和7年10月10日までとしております。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○里見哲也委員 昨年の定額減税、大変ややこしい

制度だったかと思うんですけども、これは、今回のこの措置で、一連の、昨年からのものの定額減税に関わるものは全部終わるっていう理解でよろしいでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 定額減税に関わる給付金関係のものにつきましては、今回の清算業務で一旦は終了になります。

○里見哲也委員 わかりました。

○古田純也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 本当にややこしくて、大変な思いを、事務をやっていた人たちは悲鳴を上げていたと思います。

それで、今回この対象になる、一般的に事業所に勤めている人たちは、給与明細書に今月の定額減税額が幾らとかって手書きで書くんですけども、今回こういう形で市に関わる対象者というのは、どういった人たちが対象となって、支給するというふうになるのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 先ほども御説明を申し上げましたが、昨年度、定額減税で支給があった方で、そのときには、所得税のほうについては、推計で所得税に関わる減税額を計算していましたので、今回、令和6年分の所得税の状況が確定しましたので、それに基づいて再計算をして、それによって前回の支給された額が不足していたという方に対して支給をするものになります。加えて、昨年度の定額減税にも該当しないし、低所得者への給付金にも該当しないという方が専従者給与等ももらっていた方がそういう方になるんですが、そういう方に対して、対象となれば給付をするというものが加わっております。

○松浦敏司委員 大変ややこしいということがわかりましたし、いずれにもそういう人たちに対して支給がなされるということですが、非常に思ったより、こんなにたくさんいらっしゃるのだなというふうに思ったところですが、取りあえず内容については、わかりました。

○古田純也委員長 他に。

○永本浩子委員 昨年、定額減税のことが様々取り上げられたかと思うんですけども、マスコミで端数が出た場合に1万円繰り上げるっていうことがかなり取り上げられておりましたけれども、網走市内でも、そういった方は何名かいらっしゃったんでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 計算としましては、所得

税部分での減税し切れない額プラス住民税の所得割額で引ききれない方、その額を足して端数が出ている方については、1万円単位で切上げた額を支給額とするという形になっておりまして、そういう方はたくさんおります。要は、もともとの所得税なり、住民税の計算上で出てくる額というのは、端数がついていますので。端数がついている方は多数おりました。

○永本浩子委員 いただけた方はきっと喜んでいらっしゃると思いますので、了解いたしました。

7月の下旬から順次、支給ということになっておりますけれども、これは10月10日まで申請可能ということで、システマ的には、はがきか何かが行って、それをもってという形になるのでしょうか。という形で申請というのはなるのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 ただいま対象者と金額等の整理をしておりますが、整理が終わりましたら対象となる方については、確認書または申請書のどちらかを送付する形になりまして、記入事項もありますのでそれを記入していただいた後、返送いただきまして審査をし、該当するものについては、順次、7月下旬から支給を開始したいというふうに考えております。

○永本浩子委員 確認書もしくは申請書を送られた方が対象にならないということもあり得るということなのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 こちらのほうで把握し切れない部分で要件のチェック項目を設けておりますので、そこに該当しない方については、対象外となるという方もいるかとは思います。

○古田純也委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第1号中、高齢者福祉費、高齢者福祉施設環境改善事業補助金について、説明を求めます。

○小沼寛人介護福祉課長 議案資料13ページを御覧ください。令和7年度一般会計、高齢者福祉費、高齢者福祉施設環境改善事業補助金の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正理由及び内容であります。認知症対応型グループホームなどが行う冷房設備の設置に対し補助するため、次の経費を追加補正するものであります。

内容につきましては、グループホームなどを市内5つの高齢者福祉施設におけるエアコン設備の設置

について、その費用の一部を国の介護施設等環境改善事業を活用し補助を行うもので、金額は637万5,000円となります。

2、補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は国庫補助金が425万円、一般財源が212万5,000円となります。次に、歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上です。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○永本浩子委員 最近、本当に熱中症で倒れたり、亡くなられる方のニュースがすごく増えてきて、網走もやはり、年々暑くなってきているという中で大変大事な事業かと思っておりますけれども、この冷暖房施設の設備に対するこの補助率というか、どれぐらいの補助率で頂けるものなのでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 補助率につきましては、事業費に対しまして国が2分の1、市が4分の1を上乗せし、設置費用の4分の3を補助するような内容となっておりまして、国の補助金の交付上限につきましては、1施設につき100万円が限度ということになっております。

○永本浩子委員 ということは施設の造りによっては、1か所だけではなく何か所か必要な場合も100万円までならば、金額的には4分の1の金額でつけられるということでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 補助金の上限が100万円ですので、事業費については2分の1で200万円程度までの工事については、対象になろうかというふうに思います。設置場所については、様々その施設によって考えていただいているところで、居室一つ一つにつけるような施設についてもあるといったようなお話を聞いてございます。

○永本浩子委員 居室一つ一つとなると結構な数になる場合もあるかと思っておりますけれども、それでもやっぱり1施設には、上限100万円ということだという理解でよろしかったですか。

○小沼寛人介護福祉課長 国の要綱上、国の補助金については100万円が上限となっておりますので、そのような理解でよろしいかと思います。

○古田純也委員長 他に質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと伺いたいのですが、今、

5つのグループホームということですが、いわゆるユニット数というのは、全体で幾つあるんでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 この補助金については、グループホーム等なので小規模の特養等についても対象となっていてございまして、グループホームについては、今回の補正でいきますと4施設、小規模特養が1施設となっていてございます。グループホームにつきましましては、市内10か所ございまして、ユニット数でいくと2ユニットで行っているところが9施設、1ユニットのところが1施設なので、全部で19ユニット市内にはあるといったことになろうかと思えます。

○松浦敏司委員 そこはわかりました。

ただ、グループホームで満室の状況っていうのはどのぐらいあって、例えば、空き部屋がどのぐらいあるのかというのは、その辺は把握しているのでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 細かな資料については、今日ちょっと持ってきていないんですが、1つのグループホームで1ユニットが休止になっていたというふうに記憶をしてございます。

○松浦敏司委員 そういう話を私聞いていまして、そこに対しては今回の対象とは、申請があれば対象になるのかなと思うんですけども、その辺はどんなふうになるのでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 申請があれば対象になろうかと思えます。ユニットは休止していますので、そこは事業所さんの状況によって再開ということも十分あり得ますので、対象にはなろうかというふうには思います。

○松浦敏司委員 介護保険をめぐっていろいろと問題が起きていまして、訪問介護の報酬を引き下げられたという問題も当然あるんですが、今後、この高齢化のピークが間もなく来て、あとは下がっていきますよね。そんなような状況もある中で、今どこまで判断できるかわからないんですけども、いずれも高齢者は、近い将来、減少していく傾向になるんだろうというふうに思うんです。そこで市や町でどういうふうな対応していくかという非常に難しい問題はあると思うんですけども、現段階で原課としては、高齢者の減少についてはどんなふうに見ているのでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 介護保険でいきますと1号被保険者、65歳以上で介護保険の資格を持ってい

る方については、令和2年頃がピークで若干、減少傾向にはございます。ただ、その内訳を見ますと、前期高齢者が減少していく中で後期高齢者につきましては、上昇をしてございますので、介護サービスの利用については当面、横ばいもしくは微増していくのではないかなというふうに考えているところでございます。

○松浦敏司委員 それでは、今そういう状況にあるのに、休止しているユニットがあるというのは、何か理由があるのでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 1ユニット休止になっている事業所からは、職員の方が急遽退職をされてしまっていて休止にせざるを得ないといったようなお話を聞いているところでございます。

○松浦敏司委員 そうなんですよ。今、どこの介護関係のところでも、ほかの業種もそうですけれども、やはり人手不足というのが非常に問題になっていて、特に介護施設であれば賃金の安いという、仕事がつくて賃金が安いっていうような問題もあって、結果として、職員が長く勤めることができない状況が出てきていて、ほかの施設でも職員がやめてしまっていて大変だっていうようなところも聞いていますので、そういったところにしっかりと市としても支援をできるようなことがあればしていかなければならないんだろうなというふうに思うんですが、取りあえずこの点については、理解はいたしました。

○古田純也委員長 他に。

○古都宣裕委員 内容としては理解いたしました。

1つ伺いたいのが、今回、5施設でエアコンの設置ということなんですけれども、市内の施設でこの5施設で、まだ足りてないのはどれくらいあるのかというのと、例えば今回の上限、マックス200万円で国の上限100万円と違っていうのがあって、施設として1回使ったら使えないものなのか、次年度以降、また足りなかった部分ってもう一度申請して使ったりできるようなものなのか伺いたい。

○小沼寛人介護福祉課長 今回の国の補助金でございまして、過去からあった補助事業になってございまして、これまでは大規模改修ですとか非常用発電機の導入についてあった補助金でございまして。今回から冷房設備についても更新については対象外です。新規でないところにつけるものについては補助対象としますよといったような形で国のほうから要望調査がございまして、市としては、市が管轄する全ての対象となる事業所にエアコンの補助金があ

りますけれども要望しますかといったような調査をかけて、その希望があったところが今回は5施設といったことになります。その内容でいくと来年以降、その補助メニューとして冷房設備があるかどうかといったところは今のところわからない状況ですので、来年以降もつけられるかどうかというのは、現時点ではお答えできません。

○古田純也委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第1号中、健康管理費、新型コロナウイルスワクチン接種助成事業について、説明を求めます。

○坂上貴幸健康推進課長 議案資料1号、14ページを御覧願います。令和7年度一般会計、健康管理費、新型コロナウイルスワクチン接種助成事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種費用について、令和7年度より国庫負担が廃止されることに伴い、自己負担が増加することとなることから、市の助成額を見直し、係る経費の減額及び財源について補正するものであります。

2の補正額であります、歳出予算につきましては、補正額が500万円の減額となり、補正前の額、補正後の額につきましては、記載のとおりです。財源内訳は、国庫負担金が2,150万円の減額。一般財源が1,650万円の増額となります。歳入予算における補正前の額、補正額、補正後、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

3の市助成額の見直しについてであります、当初予算においては、国庫負担8,600円を見込み、市助成額を4,000円、自己負担は3,000円としておりましたが、国庫負担の廃止に伴い、自己負担が1万1,600円と急増することから、(2)市助成額、②補正予算後に記載の内容を根拠として、市助成額を1万600円、自己負担5,000円に見直しを行うものです。なお(1)の表中、予算額に記載のとおり、自己負担額が増額となることに伴い、単価が減額となり、歳出予算が減額となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 今回の予算の中での見込みというのはどのくらいの接種の見込みの見積りをしている

のか伺います。

○坂上貴幸健康推進課長 見込みは2,500名で試算してございます。

○松浦敏司委員 私も含めてなかなかこのワクチンを打たなくなっているという状況の中で、この2,000人という数字というのは、どういった計算から2,000というふうに割り出したのか伺います。

○坂上貴幸健康推進課長 令和6年度から定期接種になりまして、令和6年度でその人数が1,576名となっております。1,576名ですのでそこから若干余裕を持たせての2,500名ということで試算させていただいております。

○松浦敏司委員 理解しました。

○古田純也委員長 他に。

○古都宣裕委員 事業自体は理解したのですが、この新型コロナウイルスワクチンってそもそもこれは何だろう、かからないことを想定したワクチンだったのでしょうか。それとも感染拡大防止を予定したワクチンだったのでしょうか。どちらでしたのでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 かかった際の重症化予防ということで理解してございます。

○古都宣裕委員 理解しました。

御存じかもしれないですが、先日、医師会の尾身会長がテレビ番組内で、感染拡大抑止効果というのはデータを見てもなかったというふうにお認めになられて、そういう発言をされると接種率っていうのは、余計に進まないだろうなというふうに理解していますけれども、そうした中を受け止めて重症化というのも果たして効果があるのかなというのが今のところ疑問符がつくんですけれども、国からやられた事業でやっているということで理解しておきます。

以上です。

○古田純也委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。

議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、健康福祉部関係分は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○古田純也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第7号財産の取得について説明を求めます。

○里見達也学校教育課長 議案資料の32ページ、資料7号を御覧願います。

議案第7号財産の取得について御説明申し上げます。取得の理由ですが、更新時期を迎えている小・中学校教職員用パソコンについて、新たな機器本体の取得とソフトウェアを更新することにより、セキュリティの強化や、操作面での利便性を高め、小・中学校教職員の事務環境の向上を図ろうとするものでございます。

次に、取得する財産の概要でございますが、市内小・中学校教職員の校務用ノート型パソコン本体311台のほか、マイクロソフトオフィスのライセンス、ウイルス対策ソフトを含んでおります。令和7年5月19日に指名競争入札を執行し、入札の結果、取得金額は、6,091万8,000円。契約の相手方は、株式会社岩崎網走・北見営業所。納入期限は令和7年9月30日となっております。

本件、財産の取得につきましては、予定価格が2,000万円以上であり、網走市財産条例第2条の規定に該当いたしますことから、本契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 内容はわかるんですけども、これいつもちょっとと思って、今回さすがに乱暴だなと思うのが、金額で言えば、これ単純に割って311台は、同1台当たり19万5,000円程度になると思うんですけども、これパソコンのスペックが何も書かれてないですよね。総務でやっているほうの車のスペックだったとかそういうのを書かれている中で、なぜパソコンのスペックとかを示さないのかというと、これパソコンのスペックを見ないと19万5,000円が妥当かどうかという判断ができないんですよ。その資料というのをつけてもらう、もしくは今全部CPUが何だとか、メモリーがどれぐらい、ストレージがどれぐらいっていうのを教えていただかないと判断しようがないんですけども、いかがですか。

○里見達也学校教育課長 機器の仕様、議案資料のほうに記載がないという御指摘でございますが、もしよろしければ、こちらのほうの購入に当たっての仕様書、口頭で御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○古都宣裕委員 口頭でも構わないのですけれども、ぱっと言われると、今すぐ判断できるかって言ったら、ちょっと調べたりする時間も必要なんですよ。口頭で言われて、それからネット等などで金額とか比較したりとかっていうのも、本来必要な時間ってある程度あるんです。そんな何時間もくれとかは言わないんですけども、ということ考えたときに、そもそもつけていただきたいっていうのがあるんですよ。それで、その妥当性をちゃんと比較する時間を私たちにいただかないと、口頭で今言われました、休憩ちょっと挟んでいただかないとすぐできないので、まず、そもそも資料ください。今、比較するにしても口頭だけだと聞き漏れがあるではないですか。だから、できればそもそもペーパーやデータでいただきたいっていうのがあるんです。

○古田純也委員長 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時58分再開

○古田純也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○古都宣裕委員 パソコンのスペックだとか、そうした設定に関わる細かい資料を出していただくよう委員会として要求させていただきたいと思います。

○古田純也委員長 ただいま、古都委員のほうから資料要求が出ましたが、他の議員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、資料要求するということで決定いたします。この議案に関しましては、調査が必要となりますので先に請願のほうを進めた後に議案について審査したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○古田純也委員長 それでは、再開いたします。

次に、請願第19号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書提出についての請願について審

査いたします。皆さんの御見解をお示してください。

○金兵智則委員 この請願については、毎年出させていただいておりますけれども、やはりきちっとした教育をしていただくために網走市議会としても都度、皆さんに賛同いただいて意見書を提出するといった方向でやっていただければというふうに思いますので、採択をお願いします。

○古田純也委員長 他に。

○古都宣裕委員 これも毎年私も言っているんですけども、基本的な願意というのはわかりますので採択の方向なんですけれども、ただ一点、記の4「教育を受ける権利を保障するため、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の結果を実現するよう要請します」と。やはりここは日本で、日本の教育に対して行っていることなのでこの4は、僕は適さないということで、こちらを外すことを条件に賛成いたします。

○永本浩子委員 私も、古都委員のほうからも、意見がありましたけれども、この記の4を外すということなら採択したいと思います。拉致問題といろいろな問題も抱えておりますし、そこのところは外していただきたいということで。

○松浦敏司委員 私どもは基本的にこの請願については、賛成であります。今、記の4のところについては、そういう意見があったのであれば、そこを受け止めながらでなければ、通らないのであれば、そんなふうなことも紹介議員なんかもありますので、その辺、確認できれば、採択したいと思います。

○里見哲也委員 同様の意見でちょっとかぶるのですけれども、裏面のこの4番については、例年お話しさせていただきますが、この部分を削除で採択ということでお願いします。

○栗田政男委員 皆さん朝鮮学校を外せって言っているのだけれども、僕は昔、朝鮮学校の友人もたくさんいて、子供に罪はないし、できればしてあげてほしいという気持ちはすごくあるんですが、皆さん外せということなんでそれに従って抜いたことで賛成したいと思います。

○古田純也委員長 それでは、この件に関しましては意見書案で調整したいと思います。

休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○古田純也委員長 再開いたします。

ただいまの請願につきましては、採択するという

ことで、記の4の文章を意見書案において訂正します。記の4について、意見書案で削除して採択することになります。

○古田純也委員長 次に、請願第20号道教委『これからの高校づくりに関する指針』（改訂版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願を審査いたします。皆様の御見解をお示してください。

○金兵智則委員 こちらも毎回出させていただいておりますけれども、網走市としても、2つある高校を存続させていこうということで、魅力ある高校づくりということも進んでおりますし、道教委との密な連絡を取りながらというのは大事だというふうに思いますので、これも国に対してしっかりと地方の意見を上げていくために、採択をしていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○古田純也委員長 他に。

○松浦敏司委員 この請願についても、基本的には今、道立の高校が削減の方向があちこちで示されている状況がありますので、やはり、高校教育は非常に重要でありますし、この記の中でも、そのためにも少人数学級というようなことも書かれております。また3のところでは、遠距離通学費等の補助制度の5年間の年限を撤廃するというようなことも当然だというふうに思います。この網走の高校に通っている中でも、小清水あたりはね、通学費を全額町が持つというようなことさえやっているわけで、そういう意味でも道としての責任をしっかりと果たすということが大事だと思いますので、この請願は採択をお願いします。

○里見哲也委員 私もこの全ての子供に豊かな学びを保障するといったことの趣旨に賛同して、採択をお願いします。

○永本浩子委員 教育も大変大事な事業でありますし、取組に関しては、賛同するところです。今まではこの30人以下学級という、この人数を30人というところにちょっとこだわりもあり、適正人数というふうに書いていただいたりという経緯もありましたけれども、かなり少子化ということで、そこにあまりこだわらずに、今回はこのままで採択したいと思います。

○古田純也委員長 今のところ、採択の方が4人ということで、他の議員はよろしいですか。

○栗田政男委員 これも本当に喫緊の大変な問題だと思います。教育長もここにもいらっしゃいますし、地域から高校がなくなるっていうことは、僕もPTAをやっていた関係で、この問題を取り組んできました。その中で今、中央に子供たちが集まりつつあります。少ない人数になったことによって、非常にそういう傾向が強いし、もしかすると、住民の皆さんが地域に高校がないような地域には住み続けることはできないという考えが少数であってもあるのかもしれないという可能性も、本当に現実には起きているような気がします。そういう中で高校は、できるならば地域の宝物ですから、通える距離、至近距離で帰られるところにしっかりとあったほうがいいに決まっているのですが、そうは言ってもそこに子供たちがいなくなったら必然的に消滅してしまうというのもしょうがないかなと思うんですが、いつも思うことは、道教委の進め方っていうのは、あまりにも機械的で地域のことを聞いたふりをするんだけど、現実的には、取り組んでくれないということ嫌ってというほど何度もお願いしたんですが、感じています。それは本当に寂しい話ですし、教育っていうのは、日本全国どこの地域でも平等に受ける権利があると思います。そういう中で全部紹介云々といろいろなことも出てきていますが、やはり取り組むべきは、小規模でも工夫しながら残してあげるっていうことは絶対必要ですし、本当に道教委の考え方次第で、これからの北海道の将来が決まってしまう部分でも僕はあると思うので、ぜひともこの請願を採択をしたいと思います。

○古都宣裕委員 私も採択でお願いいたします。

今、種々意見もありましたけれども、来年から私立も無償化が始まるとなると勉強ができる子、スポーツができる子というのは、環境を求めてどんどん出ていくことが想定されると思います。そうなったときに、やはり地域の高校が本当になくなってしまっているのかというのは、喫緊の課題になってきているのでしっかりと考えていく必要があることから採択でよろしいかと思います。

○古田純也委員長 それでは、全会一致により、採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○古田純也委員長 次に、従来の健康保険証廃止を撤回し、発行再開と継続を求める意見書提出要請に

ついて審査いたします。

皆さんの御見解をお示してください。

○松浦敏司委員 これは私どもが要請している内容です。マイナ保険証ができて紙の保険証が廃止になったということになっていますが、しかし、いまだマイナ保険証の利用というのは、26.62%と書かれているような状況です。やっぱり病院の窓口などで、マイナ保険証を使って、持っている方が暗証番号を忘れるようなことがあって、結局、窓口が患者さんの受付の段階で混雑するというような状況も生まれているというようなことで、やはり私は、このマイナ保険証は持っていませんが、いわゆる紙の保険証を今のところ使っていますし、7月を過ぎても、それに代わる紙が来ますから、結局同じなんです。だから、マイナ保険証でないと駄目だということではなくて、今の紙の保険証を復活しつつ、使用しつつ、時間をかけてマイナ保険証に切替えていくというふうにしななければならないと思うんです。そういう意味で、ここに書かれていますように、紙の保険証の復活というのが非常に重要になってきていますので、ぜひ御賛同いただきたいと思います。

○古田純也委員長 他に。

○永本浩子委員 このマイナ保険証の件ですけれども、私は、かなり前からマイナナンバーカードで病院の受付もしていただいていますけれども、全く不便を感じたこともなく簡単にやっていただけますし、将来的には、このマイナ保険証の中に、自分の医療履歴とかそういったものも入ってくると全国どこの病院にかかっても、大変、その使っている本人にとっても、医療機関にとっても便利なものになってくるかと思っています。角度は違いますけれども、様々な給付事業とかが始まったとしても、市役所の現場の、すごい事務手数料はかかりますけれども、マイナナンバーカードを使ってそういったものもできるようになれば、現場の大変さもかなり軽減されるのではないかと思いますので、まだまだ普及はしておりませんが、ぜひ駄目な面ばかりを強調するのではなく、便利になる、本当にいい面もしっかりわかっているかしながら普及が進むようにしていただきたいと私は考えておりますので、この請願に対しては、不採択ということをお願いいたします。

○古都宣裕委員 私は、こちら採択でいいかと思っています。

こちら願意とか見てもですね、何もマイナナンバー

カードとマイナ保険証をやめろという話ではなくて、紙も一緒にやって、紙を復活させて今までの保険証ベースがいい人に対応してくださいというような話だと僕は理解するのですけれども、それでいくと、やはりなかなか変化を嫌う方もいらっしゃる中で強制的にするのではなく、しっかりと対応してあげるといのは、一つ、在り方ではないのかなあと 생각합니다。実際にマイナ保険証を進めていることによってトラブルもたくさんあるというのは事実でありますから、これは別に採択して、マイナ保険証をやめろではなくて、選択を持ちましょうということなので、私は採択すべきだと思います。

○栗田政男委員 古都委員の考え方に賛同いたします。

私もマイナンバーカードは、かなり早く、申告の関係で便利なので早く作りましたが、いまだにひもづけていません。なぜかというとなんか面倒くさいのですよ。窓口に行ってもその手続って、僕はITに弱いものですから。両方使えるって、ずっと慣れてきて将来的には、少しずつ少なくしていくって、何ていうか経過措置みたいな感じで急に廃止っていうのは、ちょっと高齢の方には厳しいのかなと。高齢の方々がやりやすい方法を守りつつ、新しい方向に少しずつ移行していくっていう優しさが必要なのかと私は思います。

以上です。

○古田純也委員長 今のところ、意見が採択、不採択という意見の一致を見なかったため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古田純也委員長 次に、高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出要請について審査をいたします。皆さんの御見解をお示ください。

○松浦敏司委員 これも私どもが提出しているものであります。今、給与が上がらない、そして物価が高騰しているという中で、高等教育の学費というのが非常に上がって大変な状況にあるということでありまして、奨学金を借りても、結果として、大学を卒業して社会に出たら、借金の300万とか400万の借金を抱えて社会人になるというようなことが起きて問題になっているわけですから、ぜひこれは採択をしていただいて、若者が安心して勉学に学べる状況を保障する必要があるというふうに思いますので、

御賛同いただきたいと思います。

○古田純也委員長 他に。

○古都宣裕委員 私もこれは採択でよろしいかと思います。

奨学金という名の借金を背負わせた上でそれに利息まで取っているということは、なかなか大人になる上ですごく大変な思いをしている方、実際に僕も頑張って返済している子も知っているんですけども、そうしたところを見ているときに本当に大変だなというふうなところをひしひしと感じております。また国は、国外の留学生において無償化を試みたりと日本の宝である日本人の学生を全然大切にしていないなというところも見える中で、こういったところをしっかりとやってあげないと、日本の衰退が見えてきてしまっているの、こうしたところというのは、しっかりとセーフティーとして取り組んであげるべきなので、網走市としてもしっかりと声を上げるべきだと私は思います。

○里見哲也委員 少子化の中で、子供さんの教育に関係することが注目されていますので、これについて採択をお願いします。

○古田純也委員長 今のところ、採択3名の方がいらっしゃいます。

○永本浩子委員 思いとしては、大変賛同するところで、私の亡くなった主人も、かなり奨学金を使って学んでいたの、結婚した後も奨学金の返済が残っていたという、大変苦労しておりました。内容的には、公明党としても、この高等教育の無償化っていうところに取り組んできております。ただ、この具体的な1から4っていう中になると、例えば、奨学金返済のやり方を企業版の奨学金の返済という、就職できたところの企業に奨学金の返済を手伝ってもらうとか、様々な施策を考えているわけで、ちょっとその辺のところが違う部分があったりするので、大枠の思いとしては、方向性としては大賛成なんですけれども、ちょっと継続という形で。まだ第1回目だと思いますので、申し訳ありません。

○栗田政男委員 多分、これからの時代、そういう方向性っていうか、やっぱり教育は国がやるべきことにシフトされるというふうに思います。当然、参議院選挙も近いわけです。それぞれ選挙対策として、この部分も組入れてくる党もたくさんあると思います。僕は、それは党略であっていいことはいし、進めてくれるのであれば、結果、国民が得するのであれば、大いに結構なことではないかなとい

うふうに捉えますし、先ほど言われていたように、奨学金、私の3人の子供もそれぞれ借りてもらいました。いきなり卒業と同時に返済、ボカンときます。手取り十二、三万、就職したにしても。そのときに、2万5,000円ずつ支払いを月々やっているのか、これは全く無謀な話です。何を考えているのか。ましてや古都委員が言うように、そこに金利までかけてくると。税金で買った備蓄米を国民に売ってまたもうけているみたいな話ですけども、もともその原資は税金でしょって話ですよ。だからそういう変なことが、やっぱり変なことは変って声を上げなきゃ駄目だと思いますよ。やっぱり教育っていうのは、先ほども申し上げましたが、やっぱりみんなで、国を守る一番大切な根幹ですから。これから日本は、未来永劫やっていくためには、教育を抜いて将来はないというふうに考えますので、ぜひともどういうことであっても、できるだけ通してあげてほしいなということで賛成したい。

○金兵智則委員 ある程度、皆さんの思いも方向性も一緒のように見えますので、何とか。継続とおっしゃられたところもあります。だけれども何とか、どこかを何とかすれば通るものであれば、3か月待つことなく通すといった方向性で取り組んでいただきたいなというふうには思います。

○松浦敏司委員 今、金兵委員が言われましたように、ぜひこの部分を削除するのであればというのがあれば、それはぜひ私どもも考えたいというふうに思いますので、何とか通すようにお願いしたいと思います。

○古田純也委員長 休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時35分再開

○古田純也委員長 休憩前に引き続き再開します。

○永本浩子委員 私の先ほどの意見ですけども、方向性としては全く賛同しているところなんですけれども、細かい1から4の具体的な施策となったときに、ちょっと違う部分があるのでということだったので、もしこの1から4のところを除いていただいて、「よって政府においては、高等教育予算を抜本的に増額し、様々な施策を取ることを求めます」ということに変えていただければ、採択させていただきたいと思います。

○松浦敏司委員 そういうことであれば、私どもも受け止めてその部分については削除するということをお願いしたいと思います。

○古田純也委員長 それでは、請願の1から4の部分を削除した上で、採択の上で、意見書で調整して、採択ということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古田純也委員長 次に、将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書提出要請について審査いたします。皆さんの御見解をお示ください。

○松浦敏司委員 先ほどの委員会の議案の審査の中でも、この介護に関わっての議論があったところがありますが、今まさに地方においては、人口減少が激しいとここに書いていますけれども、人口減少、あるいは光熱費、食材費などの高騰で大変な状況だと。医療機関も今、経営が大変だというふうに聞いていますし、介護施設も大変だということでありまして、そういう中で、そういった医療や介護を守るというためにも、ここに書かれているように、ぜひとも皆さんの御賛同いただいて、しっかりとした医療体制をつくるという点で、国の責任なども含めて求めていくということですので、ぜひ御賛同いただきたいと思います。

○古田純也委員長 他に。

○永本浩子委員 私もこの医療機関、介護施設等、これからますます経営は厳しくなってくるのではないかなということをお大変心配しております。超高齢化時代を迎えるに当たって、本当に病院まで足を運べない高齢者も増えてくるなど、そうすると受託介護施設のほうも大変な状況になってくるということで、網走市としても、開業医も増えている状況ではありますけれども、今度はそれをどう維持していけるかっていうところが大きな課題にもなってくるかと思っていますので、しっかりそういったところを国としてもフォローしていただきたいと思いますので、採択させていただきたいと思います。

○古田純也委員長 お諮りいたします。

全会一致により、採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

次に、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書提出について審査いたします。

皆さんの御見解をお示ください。

○松浦敏司委員 これも私どもが提出させていただ

いたものですが、先ほどの委員会の中でもありましたが、国保を取り巻く状況というのは、本当に大変な状況です。とにかく今の国保というのは、ほとんどが高齢者、自営業者というようなことになっております。そういう意味では、非常に保険料の負担が大変になってきているという声が多いわけで、やはり制度そのものの関係からいえば、国の国民健康保険ですから、国がしっかりと負担すべきところを負担しなければ、全部それが都道府県、あるいは国保加入者に負担が被さるというようなことになります。医療費も拡大しているという中で、さらには高齢化という中で医療費がかかるということでもありますので、そういう意味では、国がこの国保財政を維持していくための責任を果たすべきだというふうに考えますので、ぜひ御賛同いただきたいと思います。

○古田純也委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

全会一致により、採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで、意見書案を配付するため、暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時45分再開

○古田純也委員長 再開いたします。

意見書を配布しましたので、サイドボックスに保存しましたので御確認ください。

では、請願第19号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書提出についての請願、請願第20号道教委『これからの高校づくりに関する指針』（改訂版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願、高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出要請、将来にわたり安心安全な医療・介護制度の提供を求める意見書提出要請、国民健康保険財政の国庫負担の増額を求める意見書提出要請については、委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○古田純也委員長 続いて、先ほどの財産の取得についての議案に戻ります。

○古都宣裕委員 資料はいただきましたけれども、今ずっと審議していた中で頂いた資料、今見てすぐはできないので、休憩していただいて時間をいただきたいと思います。

○古田純也委員長 時間はどのぐらい。

〔「1時間」と呼ぶ者あり〕

改めて1時再開という形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○古田純也委員長 それでは、再開いたします。

10番、所管事務調査の実施について局長より説明いたします。

○岩尾弘敏誤解事務局長 資料は、所管事務調査の実施について（案）を御覧いただきたいと思います。

所管事務調査につきましては、後期の委員会活動におきまして、閉会中であっても所管事務調査を行うことができるよう事務上の手続が必要となりますので、御覧の資料に基づきまして、議長に通知し、閉会中継続調査の議決をいただくという手続を進めてまいりたいと考えております。

説明については、以上でございます。

○古田純也委員長 所管事務調査実施について内容を承認することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古田純也委員長 では次に、行政視察について協議いたします。まず、実施するか否か御意見をいただきたいと思います。

○栗田政男委員 有意義なものなので、ぜひとも実施したほうがいいと思います。

○古田純也委員長 ただいま実施するという意見がありました、実施することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

実施することに決定いたしました。

次に、実施時期についてですが、改選がある年には、例年10月頃に実施しておりますが、その時期に実施する方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

詳細な日程については、正副一任をいただき調整したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

視察先、視察項目についてですが、候補を今月末までに、LINE WORKSなどで取りまとめたと思います。候補がまとまりましたら、視察先、視察項目を決定するために委員会で協議したいと考えております。そのような流れでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、1時再開という形で休憩に入ります。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○古田純也委員長 再開いたします。

次に、議案第7号財産の取得についてですが、午前中、資料要求が古都委員のほうからありました。資料を確認していただいたと思いますが、それについて発言を求めます。

○古都宣裕委員 丁寧な資料ありがとうございました。

ここで資料を拝見しますと、ちゃんと旧端末の処分とかも明記されておりまして、端末処分についても、いいのかなと。ストレージについては、256ギガバイトで本来であれば512ギガバイト欲しかったかなと思うんですけども、アプリケーションを見るとOfficeプロフェッショナルプラスで、これ結構金額もかかるアプリケーション入れているってところもあって妥当であるというふうに思いましたので、私は承認させていただきたいと思います。

○古田純也委員長 他に。

○金兵智則委員 お伺いしたいんですけども、Officeのインストール設定とかが台数より6本多いんですけども、これってどういった意図なのでしょうか。

○里見達也学校教育課長 Officeのインストールの台数が317台と、新たな機器更新311台に加えて6台分多くなっております。実はここにつきましては、今回、各学校での機器、学校で使っている主要機器の調査をした際に、Office自体がインストールされていない端末があったということがございました。実際の業務での使用している実態などをお伺いした際に、Officeのインストールをして活用すべきという判断がありましたので、今回

の機器整備に併せて設定をさせていただくものでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

ちなみに入札などでお伺いしますけれども、何社あって落札率がどれぐらいなのかお伺いしたいと思います。

○里見達也学校教育課長 資料にも記載のとおり、本年5月19日に指名競争入札で執行しております。指名業者につきましては、網走市に物品購入の入札参加資格登録をしており、市内に本店あるいは事業所を有する事業者の4者を指名しております。落札率につきましては、今回は95.1%でございます。

○古田純也委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。議案第7号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。以上をもちまして、文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後1時03分閉会